

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案  
 新旧対照条文

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）</p> <p>第十七条 法第二十九条第四項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十条第三項及び第四項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 支給決定障害者等（共同生活介護又は共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号において同じ。）であつて、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円</p> <p>イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度</p>	<p>（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）</p> <p>第十七条 法第二十九条第四項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十一條において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p>

(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第一百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号

及び次号に掲げる者を除く。 ) 四千六百円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。 )及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。 )を除く。以下「特定支給決定障害者」という。 )にあつては、その配偶者に限る。 )が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。 第二十九条第一項及び第四十三条の第二項並びに附則第十二条及び第十三条第二項を除き、以下同じ。 )を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。 )である場合における当該支給決定障害者又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。 以下同じ。 )若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。 以下同じ。 )である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

二 市町村民税世帯非課税者(支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。 以下同じ。 )に入所する者(二十歳未満の者に限る。 )及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。 )を除く。 以下「特定支給決定障害者」という。 )にあつては、その配偶者に限る。 )が指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。 以下同じ。 )のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。 第二十九条第一項及び第四十三条の第二項並びに附則第十一条第二項、第十二条及び第十三条第二項を除き、以下同じ。 )を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。 )である場合における当該支給決定障害者等をいう。 次号において同じ。 )又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者をいう。 以下同じ。 )である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等(次号及び第四号に掲げる者を除く。 ) 二万四千六百円

（高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等）  
第二十条 高額障害福祉サービス費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障

2  
（略）

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年（指定障害福祉サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法）昭和四十年法律第三十三号（第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）、当該指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等（次号に掲げる者を除く。）一萬五千円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が、指定障害福祉サービス等のあつた月において、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

（高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等）  
第二十条 高額障害福祉サービス費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス

2  
（略）

害福祉サービス費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一・二（略）

三 同一の世帯に属する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者（同項に規定する施設給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する施設給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項の規定により算定された障害児施設給付費の合計額に九十分の百（同法第二十四条の五の規定が適用される場合にあっては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された当該障害児施設給付費の合計額を控除して得た額

2 支給決定障害者等が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第二号に掲げる額は零とする。

費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額（以下「支給決定障害者等利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。附則第十一条第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一・二（略）

三 同一の世帯に属する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者（施設給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である施設給付決定保護者に限る。附則第十一条第三項において同じ。）が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項の規定により算定された障害児施設給付費の合計額に九十分の百（同法第二十四条の五の規定が適用される場合にあっては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された当該障害児施設給付費の合計額を控除して得た額

2 支給決定障害者等が、次条第二号から第四号までに掲げる者であつて、前項第二号に掲げる額が同条第二号から第四号までに定める額を超えるときは、同項第二号に掲げる額は同条第二号から第四号までに定める額とする。この場合において、支給決定障害者等利用者負担合算額の合算の対象とする同項第二号に掲げる額は、同条第二号から第四号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

3 第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同

一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）である場合における当該施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあつては、当該負担上限月額と当該施設給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（第二十七条の二第一項に規定する負担上限月額のいずれが高い額とする。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号及び第三号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあつては、その額に障害児保護者按分率（施設給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号及び同項第三号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。）

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には

3 支給決定障害者等が、第十七条第一項第三号に掲げる者であつて

、当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る支給決定障害者等利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第一項の規定により当該支給決定障害者等に対して支給されるべき高額障害福祉サービス費の額を超えるときは、当該支給決定障害者等に支給される高額障害福祉サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。

、零とする。( ) に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額

4 前項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。 )に係る第一号及び第二号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

5 (略)

(高額障害福祉サービス費算定基準額)

第二十一条 前条第一項の高額障害福祉サービス費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円

二 (略)

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以

4 (略)

(高額障害福祉サービス費算定基準額)

第二十一条 前条第一項の高額障害福祉サービス費算定基準額(附則第十一条において「高額障害福祉サービス費算定基準額」という。 )は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第十七条第一項第一号に掲げる者 三万七千二百円  
二 第十七条第一項第二号及び第三号に掲げる者(次号に掲げる者を除く。 ) 二万四千六百円  
三 第十七条第一項第三号に掲げる者であつて、その属する世帯に係る利用者負担世帯合算額が二万四千六百円未満であるものうち、支給決定障害者等利用者負担合算額が一万五千元以上であるもの 一万五千元

四 (略)

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以

下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)(について指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 (略)

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

第三十五条 法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額(附則第十三条において「負担上限月額」という。)(は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年(指定自立支援医療のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号にお

下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)(について指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとする。第四十三条の二第二項並びに附則第十一条第二項、第十二条及び第十三条第二項において同じ。)(の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)(を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 (略)

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

第三十五条 法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額(附則第十三条において「負担上限月額」という。)(は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年(指定自立支援医療のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号にお



て同じ。)(中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。))及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。)(二千五百円

五 (略)

2 (略)

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額)

第四十二条の四 法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給決定障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額(次項及び附則第十三条の二において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者(法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十三条の二において同じ。)(の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円

二 市町村民税世帯非課税者(支給決定障害者及び当該支給決定障

て同じ。)(中の公的年金等の収入金額、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。)(二千五百円

五 (略)

2 (略)

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額)

第四十二条の四 法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給決定障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額(次項及び附則第十三条の二において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる者に相当する支給決定障害者(法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十三条の二において同じ。)(の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第十七条第一項第一号に掲げる者 四万二百円

二 第十七条第一項第二号に掲げる者 二万四千六百円

害者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（第三項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基準該当施設（同号ロに規定する基準該当施設をいう。）から受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。第三項において同じ。）をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者をいう。次号において同じ。）又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあつた月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年の合計所得金額及び当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づき障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合

三 第十七条第一項第二号に掲げる者 一万五千円

計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が、指定療養介護医療等のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者 零

2 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二千元」とあるのは「零以上四万二千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百元」とあるのは「零以上二万四千六百元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

四 第十七条第一項第四号に掲げる者 零

2 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（次項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）（若しくは基準該当施設（同号ロに規定する基準該当施設をいう。）（若しくは基準該当施設（同号ロに規定する基準該当施設をいう。））から受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。次項において同じ。）をいう。以下同じ。）に係る負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二千元」とあるのは「零以上四万二千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百元」とあるのは「零以上二万四千六百元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元

一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）

イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円

ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円

ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千元

ニ 前項第四号に掲げる者 零

二・三（略）

3（略）

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項ただし書に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者）（補装具費支給対象障害者等）（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあつては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理

以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額（第十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）

二・三（略）

3（略）

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項ただし書に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者）（補装具費支給対象障害者等）（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあつては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理

のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。

（ ）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。

次号において同じ。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、補装具の購入若しくは修理のあつた月の属する年の前年（補装具の購入又は修理のあつた月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、補装具の購入若しくは修理のあつた月の属する年の前年の合計所得金額及び当該補装具の購入若しくは修理のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万五千円

四 補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が、補装具の購入又は修理のあつた月に

附則

において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等

附則

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置)

第十一条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間、第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。以下この項において同じ。）のうち、指定障害者支援施設等若しくは旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。）に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者及び二十歳未満の者を除く。）、療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者を除く。）、共同生活介護若しくは共同生活援助に係る支給決定を受けた者又は自立訓練若しくは就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）、（次項において「指定障害者支援施設等入所者等」と総称する。）、（の負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額は、第十七条及び第二十一条の規定にかかわらず、第十条第一項第二号及び第二十一条第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同条第三号中「もの

(削る)

一万五千元」とあるのは「もの 零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

2 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、次に掲げる支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等入所者等以外の者の負担上限月額額は、第十七条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 第十七条第一項第一号に掲げる支給決定障害者等であつて、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該支給決定障害者等及び同表の中欄に掲げる者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が同表の下欄に掲げる額未満であるもの

イ 特定支給決定障害者	当該特定支給決定障害者と同じ世帯に属する配偶者	十六万円
-------------	-------------------------	------

<p>ロ 支給決定障害者等（イに掲げる者を除く。）</p>	<p>当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者</p>	<p>二十八万円</p>
-------------------------------	------------------------------	--------------

二 第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等

3

前項の規定が適用される場合において、当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第二十条第一項第一号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合における当該施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあつては、当該負担上限月額と当該施設給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の二第一項に規定する負担上限月額のいずれが高い額とする。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、第二十条第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該支給決定障害者等に係る第二十条第一項第一号及び第三号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあつては、その額に障害児保護者按分率（施



(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額額の経過措置)

第十一条 (略)

- 2 平成二十年七月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十七条第一項第二号イ中「に入所する者」とあるのは「又は旧法指定施設(法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。)(に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、「と、同号口及び同項第三号中「に入所する者」とあるのは「又は旧法指定施設に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除く。)(「と、同項第四号中「に入所する者」とあるのは「又は旧法指定施設に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、「とする。

設給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第二十条第一項第一号に掲げる額を同号及び同項第三号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。(を乗じて得た額とする。)

二 調整後利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)(に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額

- 4 前項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。)(に係る第二十条第一項第一号及び第三号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額額の経過措置)

第十一条の二 (略)

- 2 平成二十年七月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十七条第一項第二号中「に入所する者」とあるのは、「又は旧法指定施設(法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。)(に入所する者」とする。

第十一条の二  
(略)

第十一条の三  
(略)

第十一条の三  
(略)

第十一条の四  
(略)

改正案	現行
<p>第二十七条の二 法第二十四条の二第三項に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響を他の事情を斟酌して政令で定める額（<u>第二十七条の四第三項及び第四項</u>において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等）をいう。以下同じ。）に通う場合を除く。）であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次号において同じ。）の額）同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。次号において同じ。）を合算した額が二十八万円未満で</p>	<p>第二十七条の二 法第二十四条の二第三項に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響を他の事情を斟酌して政令で定める額（<u>第五十条の六</u>において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p>

あるもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円

三 施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等に通う場合に限る。）であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百円

四 市町村民税世帯非課税者（施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者）（施設給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十七条の十一第一項において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該施設給付決定保護者をいう。同項において同じ。）又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条

二 市町村民税世帯非課税者（施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者）（施設給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第二号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該施設給付決定保護者をいう。次号において同じ。）又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一

第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)(若しくは要保護者)(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)(である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者 零

(略)

の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)(である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者(次号及び第四号に掲げる者を除く。)(二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあつた月の属する年の前年(指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)

(中の公的年金等の収入金額)(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)(、当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)

(及び当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。)(一万五千円

四 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者 零

(略)

第二十七条の四 高額障害児施設給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児施設給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児施設給付費算定基準額を控除して得た額に施設給付決定保護者按分率（施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一～三（略）

施設給付決定保護者が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第三号に掲げる額は零とする。

施設給付決定保護者（第二十七条の二第一項第二号及び第三号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額（当該施設給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条第一項に規定する負担上限月額を下回

第二十七条の四 高額障害児施設給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児施設給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児施設給付費算定基準額を控除して得た額に施設給付決定保護者按分率（施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額（以下「施設給付決定保護者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第五十条の六第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一～三（略）

施設給付決定保護者が、次条第二号から第四号までに掲げる者であつて、前項第三号に掲げる額が同条第二号から第四号までに定める額を超えるときは、同項第三号に掲げる額は同条第二号から第四号までに定める額とする。この場合において、施設給付決定保護者利用者負担合算額の合算の対象とする同項第三号に掲げる額は、同条第二号から第四号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

施設給付決定保護者が、第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であつて、当該施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る施設給付決定保護者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第一項の規定により当該施設給付決定保護者に対して支給されるべき高額障害児施設給付費の額を超えるときは、当該施設給付決定保護者に支給される高額障害児施設給付費の額は、同項の規定にかかわらず、当該施設給付決定保護者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。

るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該施設給付決定保護者に対して高額障害児施設給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該施設給付決定保護者に係る第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率（支給決定障害者等である施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る同項第一号に掲げる額を同号及び同項第二号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児施設給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に施設給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する施設給付決定保護者（施設給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額をいう。

（略）

第二十七条の五 前条第一項の高額障害児施設給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二十七条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円

第二十七条の五 前条第一項の高額障害児施設給付費算定基準額（第五十条の六において「高額障害児施設給付費算定基準額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二十七条の二第一項第一号に掲げる者 三万七千二百円
- 二 第二十七条の二第一項第二号及び第三号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

（略）

二 (略)

第二十七条の六 特定入所障害児食費等給付費は、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに施設給付決定保護者（法第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。第三項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

・ (略)

第二十七条の十一 法第二十四条の二十第二項第一号ただし書に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び第五十条の八において「障害児施設医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円

二 市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設

三 第二十七条の二第二項第三号に掲げる者であつて、その属する世帯に係る利用者負担世帯合算額が二万四千六百円未満であるもののうち、施設給付決定保護者利用者負担合算額が一万五千円以上であるもの 一万五千円

四 (略)

第二十七条の六 特定入所障害児食費等給付費は、指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等という。以下同じ。）における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに施設給付決定保護者（法第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。第三項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

・ (略)

第二十七条の十一 法第二十四条の二十第二項第一号ただし書に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び第五十条の八において「障害児施設医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十七条の二第一項第一号に掲げる者 四万二百円

二 第二十七条の二第二項第二号に掲げる者 二万四千六百円



給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者 零

次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児

三 第二十七条の二第一項第三号に掲げる者 一万五千元

四 第二十七条の二第一項第四号に掲げる者 零

次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児

が指定知的障害児施設等に通う場合を除く。以下この条において同じ。）の障害児施設医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援（障害児施設医療を行うものに限る。）に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）

イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円

ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円

ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千元

ニ 前項第四号に掲げる者 零

二・三（略）

（略）

附則

が指定知的障害児施設等に通う場合を除く。以下この条において同じ。）の障害児施設医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援（障害児施設医療を行うものに限る。）に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額（第二十七条の二第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）

二・三（略）

（略）

附則

第五十条の二の二 加齢児に係る第二十七条の二第一項第二号及び第三号の規定の適用については、同項第二号中「通う場合」とあるのは「通う場合及び二十歳以上の加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下この項において同じ。）」と、「」であるもの」とあるのは「であるもの又は施設給付決定保護者（指定知的障害児施設等に通う加齢児に限る。）であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属するその配偶者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの」と、同項第三号中「に限る」とあるのは「に限り、加齢児を除くとする。」

指定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者）（指定知的障害児施設等に通う者を除く。）を除く。）に関する第二十七条の二第一項第四号の規定の適用については、当該加齢児は、施設給付決定保護者である特定支給決定障害者とみなす。

加齢児に係る第二十七条の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「掲げる者に限る」とあるのは「掲げる者に限り、加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。次項において同じ。）を除く」と、同条第四項中「施設給付決定保護者（」とあるのは「施設給付決定保護者（加齢児を除き、」とする。

第五十条の二の二

指定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者）（指定知的障害児施設等に通う者を除く。）を除く。）に関する第二十七条の二の規定の適用については、当該加齢児は、施設給付決定保護者である特定支給決定障害者とみなす。

第五十条の六 平成二十四年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、指定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者及び指定知的障害児施設等に通う者を除く。次項及び第五十条の八において、「二十歳以上入所加齢児」という。）の障害児施設給付費に係る負担上限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額は、第二十七条の二及び第二十七条の五の規定にかかわらず、第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同条第三号中「もの 一万五千元」とあるのは「もの 零以上一万五千元以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、次に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児以外の者の障害児施設給付費に係る負担上限月額は、第二十七条の二の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 第二十七条の二第一項第一号に掲げる施設給付決定保護者であつて、次の表の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、当該施設給付決定保護者及び同表の中欄に掲げる者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割）（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）（の額）（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が同表の下欄に掲げる額未満であるもの

イ 施設給付決定保護者） 指定知的障害児施設等に 通う加齢児に限る。）	当該施設給付決定保護 者と同じの世帯に属す る配偶者	十六万円
ロ 施設給付決定保護者） イに掲げる者を除く。）	当該施設給付決定保護 者と同じの世帯に属す る者	二十八万円

二 第二十七条の二第二項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者

前項の規定が適用される場合において、当該施設給付決定保護者（加齢児を除く。）（が同一の月に受けたサービスに係る第二十七条の四第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額）（当該施設給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者

に限る。( )である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。( )を合算した額が負担上限月額(その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条第一項に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び次項において同じ。)を超えるときは、第二十七条の四第一項の規定にかかわらず、当該施設給付決定保護者に対して高額障害児施設給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該施設給付決定保護者に係る第二十七条の四第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率(支給決定障害者等である施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る同項第一号に掲げる額を同号及び同項第二号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から高額障害児施設給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする)。( )に施設給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する施設給付決定保護者(加齢児を除き、施設給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。( )に係る第二十七条の四第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう)。

第五十条の八 平成二十四年三月三十一日までの間、第二十七条の十一第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、指

第五十条の八 平成二十四年三月三十一日までの間、第二十七条の十一第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十

定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者及び指定知的障害児施設等に通う者を除く。）の障害児施設医療負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同条第一項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

歳以上入所加齢児の障害児施設医療負担上限月額は、第二十七条の十一の規定にかかわらず、同条第一項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。